

## 天童市トップアスリート育成強化事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、国際及び全国規模のスポーツ大会で活躍が期待できる若年層のアスリートを支援し、学校等を卒業した後もプロ、実業団等で活躍するトップアスリートの育成を図るため、アスリートが育成強化事業を実施する場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該アスリートに対し、補助金を交付する。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるアスリート（以下「アスリート」という。）は、次の各号に掲げる全ての条件を満たし、かつ、市長が認定する者とする。

- (1) 市内に住所を有する、又は本市出身の大学生以下の者
- (2) 全国規模以上の大会で上位入賞が期待できる者又は競技団体の推薦や強化指定等により国際規模の大会に出場できる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認めるもの

### (補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）はアスリートが実施する育成強化事業とし、補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げる経費とする。

- (1) 強化練習会、大会等への参加に係る旅費
- (2) 強化練習による外部講師委託費
- (3) 強化練習を行う施設借用費
- (4) 競技に必要な物品購入費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額以内の額とする。

### (補助金等交付申請書)

第5条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第6条 規則第7条第1号及び第2号に規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は施行箇所（若しくは設置場所）の変更
- (3) 補助事業の事業量の20パーセントを超える増減
- (4) 補助事業の事業費の増額又は20パーセントを超える減額

2 規則第7条第1号、第2号及び第3号の規定により補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第7条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は補助事業の完了後20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 領収書など支出を証明できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。